

平成30年度 保育所・認定こども園【2・3号認定】保育料額表(案)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円） ※（ ）内は保育短時間認定の保育料月額		
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A階層	生活保護受給世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
B階層	市(区町村)民税非課税世帯	8,000 (7,800)	6,000 (5,800)	6,000 (5,800)
C1階層	A階層及び B階層を除 き、市(区町 村)民税の所 得割課税額 の区分が次 の区分に該 当する世帯	48,600円未満	17,500 (17,100)	15,000 (14,600)
C2階層		97,000円未満	26,000 (25,400)	23,000 (22,400)
C3階層		169,000円未満	38,000 (37,200)	32,000 (31,200)
C4階層		301,000円未満	49,000 (48,000)	39,000 (38,000)
C5階層		397,000円未満	55,000 (53,800)	43,000 (41,800)
C6階層		397,000円以上	61,000 (59,400)	45,610 (42,520)

※兄弟を有する場合は、保育所・認定こども園・幼稚園等を利用している就学前の子どもで最も年齢の高い児童を第1子として数え、第2子は半額、第3子以降は無料です。(10円未満の端数切捨て)

※A・B・C1階層またはC2階層で市(区町村)民税の所得割課税額が57,700円未満に該当する世帯は、第何子かを数える際、上記の年齢制限を適用しません。また、保護者等と生計が一であれば、同居・別居は問いません。
(生計が一である住民票の異なるお子さんがおられる場合は、申出書を提出してください。)

※B階層に該当する世帯は、第2子以降は無料です。

別表1 ひとり親・障害児(者)のいる世帯等で、B・C1階層またはC2階層で市(区町村)民税の所得割課税額が77,100円以下に該当する世帯の保育料額表

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		多子 区分	保育料月額（単位：円） ※（ ）内は保育短時間認定の保育料月額			
区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
B階層	市(区町村)民税非課税世帯	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
C1階層	B階層を除 き、市(区町 村)民税の所 得割課税額 の区分が次 の区分に該 当する世帯	48,600円 未満	第1子	8,250 (8,050)	6,000 (5,800)	6,000 (5,800)
			第2子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)
C2階層		77,100円 以下	第1子	8,250 (8,050)	6,000 (5,800)	6,000 (5,800)
			第2子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※第何子かを数える際の兄弟の年齢制限はありません。また、保護者と生計が一であれば、同居・別居は問いません。(生計が一である住民票の異なるお子さんがおられる場合は、申出書を提出してください。)

注1 4月～8月分の保育料は平成29年度課税分、9月～翌年3月分の保育料は平成30年度課税分の市(区町村)民税額を基に算定します。

注2 保育料算定上の市(区町村)民税には、調整控除と税額調整措置以外の税額控除(寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。

注3 3歳未満児、3歳児及び4歳以上児の年齢区分は、平成30年4月1日現在の満年齢により決定します。

注4 八代小学校、静修小学校の通学区域に居住する4歳児・5歳児が、それぞれの区域にある保育所に入所する場合の保育料額の限度は18,000円とし、超える額を減免します。

注5 森本へき地保育園の保育料は、公立幼稚園の保育料額に準じます。

平成30年度 幼稚園・認定こども園【1号認定】保育料額表(案)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円） ※（ ）内は第2子の額	
区分	定義	公立幼稚園・ 公立認定こども園	私立幼稚園・ 私立認定こども園
A階層	生活保護受給世帯	0 (0)	0 (0)
B階層	市(区町村)民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	3,000 (0)	3,000 (0)
C1階層	A・B階層を除き、 市(区町村)民税の 所得割課税額の区 分が次の区分に該 当する世帯	77,100円以下	5,500 (4,120)
C2階層		211,200円以下	(注3) 7,300 (5,470)
C3階層		211,201円以上	(注3) 9,400 (7,050)

※兄弟を有する場合は、小学校3年生以下で最も年齢の高い児童を第1子として数えます。

※A・B・C1階層のいずれかに該当する世帯は、第何子かを数える際、上記の年齢制限を適用しません。また、保護者等と生計が一であれば、同居・別居は問いません。(生計が一である住民票の異なるお子さんがおられる場合は、申出書を提出してください。)

※第3子以降は無料です。

別表1 ひとり親・障害児(者)のいる世帯等で、B・C1階層に該当する世帯の保育料額表

区分	保育料月額（単位：円） ※（ ）内は第2子以降の額	
	公立幼稚園・ 公立認定こども園	私立幼稚園・ 私立認定こども園
B階層	0 (0)	0 (0)
C1階層	3,000 (0)	3,000 (0)

※第何子かを数える際の兄弟の年齢制限はありません、保護者等と生計が一であれば、同居・別居は問いません。
(生計が一である住民票の異なるお子さんがおられる場合は、申出書を提出してください。)

注1 4月～8月分の保育料は平成29年度課税分、9月～翌年3月分の保育料は平成30年度課税分の市(区町村)民税額を基に算定します。

注2 保育料算定上の市(区町村)民税には、調整控除と税額調整措置以外の税額控除(寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。

注3 公立幼稚園及び公立認定こども園のC2階層及びC3階層の保育料額は、経過措置として平成27年度から平成31年度まで、段階的に引き上げています。平成31年度の保育料額は下表のとおりです。

区分	保育料月額（単位：円） ※（ ）内は第2子以降の額	
	平成31年度	
C2階層	8,000	(6,000)
C3階層	10,500	(7,870)

※第3子以降は無料です。

注4 豊岡市幼稚園と保育所のあり方計画に基づく私立の認定こども園(このとり認定こども園を除く)の保育料については、公立の認定こども園の保育料との差額を市が補助します。